

総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します

緊急事態宣言の延長等に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減収・休業や失業された方に対し、総合支援資金(特例貸付)の再貸付を実施します。

- 申請することができるは、令和3年8月末までに緊急小口資金(特例貸付)及び総合支援資金(特例貸付)の送金が終了している(終了を予定している)世帯です。
なお、8月末までに緊急小口資金(特例貸付)の送金を受けられない場合は、お問合せ下さい。
- この制度は貸付ですので、審査の結果、対象外となる場合があります。この案内を受け取った世帯全てが、再貸付の対象となるとは限りません。
- 申請先はお住いの区市町村の社会福祉協議会です。東京都外に転居された方は、転居先の道府県社協にお問合せください。東京で申請を受けることはできません。
- 相談・申請が集中し、電話がつながりにくかったり、窓口が混み合う可能性がありますので、申請する場合はできるだけご自身で書類をご準備し、郵送で申請いただきますようお願いします。
- 申請から送金まで1ヶ月以上時間を要する可能性がありますので、生活の困窮状態によっては生活保護の相談等をご検討ください。

1 対象となる世帯 ※次の要件をすべて満たす世帯

- ア 新型コロナウイルスの影響による減収・休業や失業等により、現在、生活困窮状況にあること
- イ 令和3年8月末までに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了(予定も含む)すること
- ウ 自立相談支援機関での相談や継続的な支援を受けること

2 貸付額及び期間

- ひと月あたりの貸付額は、単身世帯は月15万円以内、二人以上世帯は月20万円以内
- 貸付金交付は、最大で3か月(更なる延長貸付はありません)

3 受付期間

令和3年2月19日(金)から8月31日(火)まで

4 申請に必要な書類

東京都社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができます。

- (1)総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書
- (2)総合支援資金特例貸付借用書(再貸付)
- (3)総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる申出書
- (4)住民票(借入申込者の世帯全員が記載された発行後3ヶ月以内のもの)
*外国人の場合は、在留カードの写しも必要
- (5)預金通帳のコピー



借受人の口座名義と、緊急小口資金および総合支援資金の送金全てが確認できる部分

*提出できない場合は、本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード)のコピーを提出してください。

5 申請方法

上記(1)～(5)の書類を、書留(配達確認ができる送付方法)にて、お住いの区市町村の社会福祉協議会に郵送してください。(1)(2)については、必ずコピーを保管してください。

●お問合せ先 新宿区社会福祉協議会 地域活動支援課 総合相談担当
〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20
電話 03-5273-3546